配当公告

名古屋市東区芳野一丁目一三番二四号シュロス東白壁九〇二号、開始決定時の住所名古屋市中川区小本本町三丁目二〇六番地
破産者　小山その美（旧姓濱口）
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第四一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二九、二二一、九九九円
一、配当することのできる金額
金一二、三九六、九三九円
平成二十二年十二月二十二日
名古屋市中区丸の内一丁目二番九号長尾ビル四階
破産管財人　宇田　幸生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡板柳町大字板柳字岡本一五番地八、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字板柳字岡本一五番地一〇
被相続人　亡　齊藤　廣子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
青森県弘前市大字土手町二一番地一西側二階　相続財産管理人　弁護士　八尾　光善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市栄町六番、最後の住所福島県郡山市栄町六番六号ダイカンプラザ八〇九号
被相続人　亡　遠藤　英夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
福島県郡山市桑野二丁目三番一四号第二桑野エステート二〇三号
相続財産管理人　弁護士　安達　一政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字土屋一九七二番地七五九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　貫野　光美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階
相続財産管理人　弁護士　秋山　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区大岡一丁目三四番、最後の住所横浜市南区大岡一丁目三四番二三号
被相続人　亡　榎本　佳子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル七階　相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡鶴町岩四一六番地の四、最後の住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴一七四三番地一二
被相続人　亡　青木　勝明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号三の丸ビル小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村松　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市大字下穂積九〇五番地、最後の住所大阪府茨木市南春日丘三丁目二番四号
被相続人　亡　馬詰　義子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区靱本町一丁目一番地、最後の住所堺市西区浜寺諏訪森町東三丁三五一番地
被相続人　亡　安井　浩子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市的形町的形四一一一番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　泉　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
神戸市中央区海岸通八番　神港ビル二階
相続財産管理人　弁護士　木村倫太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区古湊通一丁目二番、最後の住所神戸市北区鳴子三丁目二番地神戸ゆうゆうの里七二七号　被相続人　亡　和田　楫子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
神戸市中央区相生町四丁目三番一号　神戸ストークビル七階七〇四号室
相続財産管理人　弁護士　河瀬　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市東福原四丁目四〇九番地、最後の住所鳥取県米子市吉谷三三八番地五
被相続人　亡　山﨑　昭
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
事務所鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇番三四号
相続財産管理人　梅林　広志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市末広町五番地、最後の住所鳥取県米子市二本木四四一番地奥田方
被相続人　亡　吉木　正行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
事務所鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇番三四号
相続財産管理人　梅林　広志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市大島村神浦五〇番地、最後の住所長崎県佐世保市鹿町町鹿町六五九番地二
被相続人　亡　魚玉　キク
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十二月二十二日
長崎県松浦市志佐町高野免八七八番地六
相続財産管理人　森川　寛子

第５期決算公告　平成22年12月22日

札幌市北区北七条西五丁目５番地３
株式会社イーストコミュニケーション
代表取締役社長　平野　岳史

貸借対照表の要旨（平成22年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	444,954
	固定資産	85,209
	資産合計	**530,164**
負債及び純資産の部	流動負債	301,568
	（うち賞与引当金）	(5,194)
	株主資本	228,595
	資本金	90,000
	資本剰余金	12,386
	資本準備金	12,386
	利益剰余金	126,209
	利益準備金	10,113
	その他利益剰余金	116,095
	（うち当期純利益）	(59,052)
	負債・純資産合計	**530,164**